

平成18年度第3回沼津市国民保護協議会

議 事 録

日 時 平成18年12月22日（水）午後1時30分から午後2時10分まで
場 所 沼津市役所 3階 委員会室
出席者 会長及び委員合計30名のうち26名が出席

（開始時刻 午後1時30分）

消 防 長 挨拶

みなさん、こんにちは。消防長の小林でございます。

本来ですと、会長であります斎藤市長がご挨拶を申し上げるところでございますが、ただいま司会からも申し上げましたとおり、急遽緊急の要件がございまして出席できませんので、市長に代わり一言ご挨拶申し上げます。

各委員の皆様には、ご多用の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。国民保護計画の作成に当たりましては、これまで2回の協議会を開催し、色々貴重なご意見を頂戴してまいりました。

また、県と事前相談・事前協議を行いまして、静岡県防災局からも様々なご意見をいただきました。

これらのご意見を踏まえて、本日お示しする市計画（案）を取りまとめたわけでございます。是非よろしくご審議をいただきたいと思っております。

世界を見回しますと、相変わらずテロあるいは地域紛争が絶えません。この国民保護計画も本当は発動するような事態に至らないことを期待するわけでありましてけれども、何が起こるか分からないのが世の中であります。皆様方のお知恵をいただいて、立派な国民保護計画がまとまり、これを基に必要な訓練を積み重ねて、いざ何か事態が起こった時には、被害をあるいは悪い影響を最小限にとどめる、こういうことが必要かと思っております。今後ともよろしくお願いしたいと思います。

以上、簡単ではございますが、開会に当たりまして一言申し上げてご挨拶に代える次第でございます。ありがとうございました。

議 事

諮問事項

沼津市国民保護計画（案）修正について

＜川口 仁 市防災地震課課長補佐＞

沼津市国民保護計画（案）修正について説明いたします。

前回第2回沼津市国民保護協議会に諮問しました沼津市国民保護計画（案）からの修正内容について説明いたします。

皆様には、事前に資料を送らせていただき、修正内容をご覧いただいておりますので、簡単にご説明させていただきます。

それでは、「沼津市国民保護計画（案）の修正内容」**資料－1**をご覧ください。

修正内容の左側は当初の計画（案）で、右側が本日ご提案させていただきます最終修正（案）でございます。最終修正（案）が第2回協議会における修正内容に関わるものもこの表に掲載し、経過が分かるようにさせていただいております。なお、備考には、最終修正（案）に係る理由を掲載させていただいておりますが、内容に係る大きな修正はなく、ほとんどが語句の訂正となっております。

まず、目次の2頁及び4頁であります。県モデル計画の本文の誤謬により修正するものであります。

次に、4頁に係る修正をご覧いただきたいと思っております。

第2回協議会において、子ども、乳幼児の語句を挿入し、訂正したものでありますが、県計画では、一人で避難できるような小中学生は、住民の一部として考えているということで、子どもの語句は削除した方がよいとの事前調整により修正するものであります。後ほど、これに係る修正がほかにも出てまいります。

次に、5頁に係る修正ですが、関係機関の事務又は業務大綱において、市及び県の表現において、誤謬があり、訂正するものであります。

次に、10頁に係る修正ですが、県道の表現方法が違ったため、修正するものであります。

次に、20頁に係る修正ですが、道路法の改正に伴い、道路法第16条第1項で、『道路の管理は「市」』となっているため修正するものであります。

次に、29頁の1避難に関する基本的事項の(5)学校や事業所との連携の本文中に係る修正ですが、県との事前協議により、「各学校や各事業所」と、事業所の前に「各」を入れた方がいいとのことであり、修正するものであります。

次に、29頁の2避難実施要領のパターンの作成の本文中の修正であります。法第63条第1項の「海上保安部長等は、当該市町村の区域を管轄する海上保安部長等に限らない。」とあり、法文や県モデルどおり「等」を入れるのが妥当と思われるとの県の指示により修正するものであります。なお、39頁の2現地調整所、3枚目53頁の(6)避難誘導を行う関係機関との連携も同様の理由により修正するものであります。

次に、30頁(2)基礎的資料の準備等に係る修正ですが、避難施設データベースの稼動予定は削除するよう指示があったため修正するものであります。

次に、32頁(2)市が管理する公共施設等における警戒の本文中の修正であります。沼津市には市営公共機関が無いため削除し修正するものであります。

次に、37頁オの本部の代替機能の確保であります。予備施設としての図書館については、戸田図書館等と区別し、より明確にするため市立図書館と修正するものであります。

次に、38頁(5)市対策本部長の総合調整等であります。国民保護法第29条第2項の都道府県対策本部長及び市町村対策本部長の権限と同じ表現とするため、修正するものであります。この中に、「関係市町村長等・・・は、当該都道府県の区域に係る国民の保護のための措置に関して、都道府県対策本部長が行う総合調整に関し、当該都道府県対策本部長に対して意見を申し出ることができる。」とされているからであります。以下同じような修正でございます。

この頁の一番下、3自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等の(1)本文中における自衛隊の組織改変による修正ですが、地方協力本部長の頭に自衛隊を付けるよう県からの指示により修正するものであります。

次の頁、3枚目の42頁の5(1)(2)及び43頁の6の修正については、先ほど説明したとおり法第29条第2項と同じ表現にしたものであります。

次に、43頁9住民への協力要請の本文中の修正ですが、範囲内の住民という意味合いから「等」を削除し修正するものであります。

次に、44頁の修正であります。法第62条第1項の表現「当該市町村の職員並びに消防長及び消防団長を指揮し、・・・」とあり、この表現に合わせるべく修正するものであります。

次に、49頁の修正であります。県モデルの誤謬により修正するものであります。

次に、50頁(3)避難実施要領の策定の際における考慮事項の修正であります。ウの避難住民等の把握にあつては、避難している住民を把握するのであり、等は削除が妥当であろうとの県の指示により修正するものであります。

次に、52頁にあつては、県モデルの誤謬による修正であります。

次に、53頁の修正であります。法第63条第1項の表現から、「等」を入れて修正するものであります。

次の頁、4枚目の53頁の修正であります。句読点の脱落により修正するものであります。

次に54頁(13)の修正は、先ほどもありましたとおり、道路法の改正による修正であります。4の避難先区域の指定を受けた場合の対応につきましては、県モデル計画の誤謬による修正であります。

次に57頁ですが、県モデル計画のとおり「等」を入れることが妥当であるとの県の指示であります。理由は、そこにありますとおり、船で避難中に御前崎沖で何らかの理由で沈没し、被災者の捜索及び救出等を行うこともあり得るというものであります。

次に、61頁のウの修正であります。安否情報の照会は避難住民に限らず、住民の関係者等からの照会があるため修正するものであります。(3)の個人の情報の保護への配慮であります。法第95条が主体を「地方公共団体の長」としているので、これに合わせ「市長」に修正するものであります。

次に、62頁の1武力攻撃災害への対処の基本的考え方の修正ですが、法第97条により「市」に修正するものであります。

次に、63頁(3)市が管理する施設の安全の確保であります。法第102条第4項の「その他の行政機関」にあたるものであります。第2回の協議会では前

後の関係から「長」を除いて修正をしましたが、逐条解説において幅広く想定していることから、県モデル同様に「等」を入れて修正をするものであります。

64頁(3)関係機関の連携であります。県モデルは、市の対策本部に関係機関が集まって情報交換を行うことを想定しているため、状況によっては御前崎海上保安署が参加することも考えられるため修正するよう県から指示がありました。

65頁にあつては、県モデル計画の誤謬による修正であります。

次の頁、5枚目をお開きください。

67頁(3)安全の確保等のアの修正にあつては、県モデルの漏れによる修正であります。イ及び68頁(2)警戒区域設定に伴う措置等のアにあつては、情報を得るために、広く海上保安部等と修正をするものであります。

68頁のウ、70頁(8)安全の確保のイ、71頁第8章の(2)にあつては、市の警戒区域内に御前崎海上保安署が来ることは考えにくいですが、武力攻撃の状況によっては管区海上保安本部に要請する可能性も否定できないことから、修正するものであります。

72頁の修正ですが、1保健衛生の確保と、2廃棄物の処理については、誤謬により修正するものであります。(4)飲料水衛星確保対策の修正については、下の2廃棄物の処理の表現に合わせるものであります。

74頁にあつては、県モデル計画の誤謬による修正であります。

77頁2公共的施設の応急の復旧につきましては、工業用水道施設のみならず、水道用水供給施設も沼津市には無いため修正するものであります。

次の頁の77頁は本文であり、見出し同様に修正するものであります。

最後に、79頁の修正であります。県の指示により修正したものでありますが、再修正するものであります。

修正内容は以上でございます。

よろしくご検討くださいますようお願いいたします。

質疑応答：なし

意見：なし

＜会長職務代理者 小林勝良 沼津市消防長＞

それではご意見もないようですので、市が作成し、只今ご説明いたしました沼津市国民保護計画（案）につきまして、当協議会として適当であると認めるということにいたしたいと思えます。

協議事項

沼津市国民保護計画（案）に関する協議意見（答申）について

＜会長職務代理者 小林勝良 沼津市消防長＞

お手元にごございます資料3「沼津市国民保護計画」について（答申）を添えて、協議会として沼津市国民保護計画（案）を沼津市長宛に答申をしたいと思えますが、いかがでしょうか。

採 決：異議なし

原案のとおり決定する。

＜川口 仁 市防災地震課課長補佐＞

只今、協議会から答申していただきました沼津市国民保護計画（案）をもって、静岡県と本協議のうえ、沼津市国民保護計画を策定していきたいと思えます。

報告事項

安否情報における個人情報の取扱について

＜川口 仁 市防災地震課課長補佐＞

お手元の、「安否情報における個人情報の取扱について」をご覧ください。これは、国民保護法を抜粋したものであります。

前回の協議会におきまして、静岡新聞東部総局長の篠原委員から、安否情報における個人情報をどのように取り扱うのかとのご質問がありましたが、安否情報の収集にあたりましては、国民保護法第94条の規定に基づき、避難住民の氏名、生年月日、男女の別、住所、国籍、負傷の状況、連絡先等について情報を収集し、整理するよう努めなければならないとされています。

また、収集した情報につきましては、法第95条の規定に基づき、照会があったときには、速やかに回答しなければならないとされており、同時に個人情報の保護に十分留意しなければならないとされており、照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した者に該当するか否かを回答するに当たっても、無条件で回答するわけではなく、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等にあつては回答しないものとされています。

マスコミからの照会については、特に混乱の大きい事態において、親族等からの

安否情報の照会が無い場合に、個人の情報を保護することによる利益と、公益上の必要性の方がより高いと判断されるとき、一定の情報を提供することにより、避難住民の安否を周知させることが可能と判断される場合などに地方公共団体の長などの判断により回答することになります。

武力攻撃事態等における安否情報のあり方に関する検討会報告書にあるとおり、情報公開法や情報公開条例に照らしながら具体的に判断することになっており、当沼津市においても同様のことが言えると思います。また、全国で統一的な運用が図られるよう県に進言し、国に働きかけているところであります。

質疑応答：なし

意見：なし

＜会長職務代理者 小林勝良 沼津市消防長＞

以上で本日の議題は、無事に終了いたしました。

委員の皆様方には、進行にご協力賜りましたことを改めまして厚くお礼申し上げます。

また、本年度はこれが最後の会議となるわけですが、来年度以降におきましても、沼津市国民保護計画の変更等に係る協議会を開催することになるかと思っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

(議事終了 午後 2 時 1 0 分)